

あかり便り

2020年9月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

残暑が北海道でも感じられ熱中症予防とコロナ対策がどちらも怠りなく実施しなくてはならない昨今です。

経済対策も今後更に拡充されることを祈りつつ、皆様におかれまして今後とも体調に十分ご留意ください。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～9月の税務カレンダー～

9/10

●8月分源泉所得税・納期の特例にかかる源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9/30

●7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

●1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)



～トピックス～

重要な事項を変更する変更契約書には、 印紙の貼付が必要！

印紙税法上、変更契約書とは、「覚書」や「念書」などの名称の如何を問わず、すでに成立している契約内容の変更を証明する目的で作成された文書をいいます。

そして、印紙税法で定められている「重要な事項」を変更する変更契約書には、印紙を貼る必要がありますので、該当されます方はご注意ください。

例えば、建築工事請負契約書に関して、契約金額やその支払期日を変更する文書であれば、重要な事項を変更する文書に該当します。

印紙税額は、記載金額によって決まり、契約金額を変更する契約書の記載金額については、契約前の契約金額を記載した契約書が作成されていることが明らかであるか否かによって、その取扱いが異なります。

例えば、変更契約書に変更前の契約書の名称、文書番号や契約年月日など変更前契約書を特定できる事項の記載がある場合で、変更金額が変更前の契約金額を増加させるものであるときは、その増加金額が記載金額となります。

例えば、建築工事請負契約書において、当初の請負金額2,000万円を2,600万円とすると記載した文書の印紙税額は1万円（軽減税率5,000円）となります。

あるいは当初の請負金額2,000万円を600万円増額すると記載した文書の記載金額は600万円となり、こちらも印紙税額は1万円（軽減税率5,000円）となります。

反対に、変更金額が変更前の契約金額を減少させるものであるときは、その変更契約書の記載金額はないものとし、印紙税額は200円となります。

一方で、変更前の契約金額の記載のある文書が作成されていることが明らかでない場合で、変更金額のみが記載されているときは、その変更金額が記載金額となります。

例えば、建築工事請負契約書において、変更後の金額である2,600万円が記載金額とされ、印紙税額は2万円（軽減税率1万円）となります。

つまり、変更前の契約金額の記載があれば印紙税額は1万円（軽減税率5,000円）ですが、なければ2万円（軽減税率1万円）となります。

したがって、変更前の契約金額の記載のある文書が作成されていることが明らかでない場合であっても、変更金額のみが記載されており、いくら増減したか明らかでない場合には、変更後の記載金額に応じた印紙を貼ることになりますので、該当されます方はご注意ください。

（注意）

上記の記載内容は、令和2年6月15日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。